

総務省 規制の事前評価書

(共同防火・防災管理制度の整備)

所管部局課室名：消防庁予防課

電話：03-5253-7523

評価年月日：平成24年2月20日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

現在、雑居ビル等の管理権原が分かれている一定規模以上の防火対象物の管理権原者に対して、省令で防火対象物の全体の防火管理を行う統括防火管理者の選任を義務付けているところであるが、その役割が不明確である。このため、火災発生時に雑居ビル等での混乱・被害の発生を防ぐためには、今回の消防法改正において、統括防火管理者を選任し、統括防火管理者に防火対象物の全体の消防計画の作成、避難訓練の実施等の防火管理業務を行わせることを管理権原者に義務付け、また統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することで、複合ビル等における防火管理の役割分担を明確化し、防火対象物の全体の防火管理体制の強化を図る必要がある。

また、大規模・高層で管理権原が分かれている防火対象物の管理権原者に対しても、省令で建築物全体の防災管理を行う統括防災管理者の選任を義務付けているところであるが、その役割が不明確である。このため、地震発生時に大規模・高層建築物等での混乱・被害の発生を防ぐためには、今回の消防法改正で、統括防災管理者を選任し、統括防災管理者に防火対象物の全体の消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管理業務を行わせることを管理権原者に義務付け、また統括防災管理者に各防災管理者への指示権を付与することで、大規模・高層建築物等における防災管理の役割分担を明確化し、防火対象物の全体の防災管理体制の強化を図る必要がある。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

共同防火・防災管理制度の整備を行う。

【規制改正の内容】

雑居ビル等の管理権原が分かれている一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、統括防火管理者に防火対象物の全体についての消防計画の作成、避難訓練の実施等の防火管理業務を行わせなければならないこととする。また、統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、各防火管理者に対して必要な措置を講ずることを指示することができるものとする。

大規模・高層で管理権原が分かれている防火対象物の管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、統括防災管理者に防火対象物の全体についての消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管理業務を行わせなければならないこととする。また、統括防災管理者は、防火対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、各防災管理者に対して必要な措置を講ずることを指示することができるものとする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

現行制度においても、雑居ビル等の管理権原が分かれている一定規模以上の防火対象物については、管理権原者が協議して定めておかなければならない事項として、

- ・ 統括防火管理者を選任すること
- ・ 防火対象物の全体についての消防計画の作成、その計画に基づく避難訓練の実施等の防火管理業務に関すること

等が既に義務づけられている。

また、大規模・高層で管理権原が分かれている防火対象物については、管理権原者が協議して定めておかなければならない事項として、

- ・ 統括防災管理者を選任すること
- ・ 防火対象物の全体についての消防計画の作成、その計画に基づく避難訓練の実施等の防災管理業務に関すること

等が既に義務づけられており、防火対象物の全体についての消防計画の作成等の防火管理業務は現行制度で既に規定されている。

今回の消防法改正の趣旨は、その役割が不明確であった統括防火・防災管理者に代わり、防火対象物の管理権原者に統括防火・防災管理者を選任させ、統括防火・防災管理者に防火対象物の全体の防火管理業務を行わせることを明確化し、統括防火・防災管理者に各防火・防災管理者への指示権を付与することであり、防火対象物の全体についての消防計画の作成等の防火管理業務は現行制度上も行われていることから、現行の規制を遵守している防火対象物の管理権原者においては、新たな費用負担は限定的である。

(2) 行政費用について

雑居ビル等の防災統括者や管理権限者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生するが、防火対象物の全体についての消防計画の作成等の防火管理業務は現行制度上も行われていることから、増加する行政費用は僅少である。

(3) その他の社会的費用

特段発生しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

複合ビル等における防火管理の役割分担を明確化し、防火対象物の全体の防火管理体制の強化を図ることで、火災発生時における雑居ビル等での被害が軽減されると見込まれる。また、大規模・高層建築物等における防災管理の役割分担を明確化し、防火対象物の全体の防災管理体制の強化を図ることで、地震発生時における大規模・高層ビルでの被害が軽減されると見込まれる。

(2) 行政便益

防火対象物の全体の防災管理体制の強化を図ることで、火災及び地震発生時に大規模・高層建築物等での混乱・被害の発生を防ぐことが可能となり、災害発生時の消防機関の活動の負担が軽減されると見込まれる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

複合ビル等における防火管理及び大規模・高層建築物等における防災管理の役割分担を明確化することによって、火災及び地震発生時の被害の軽減を図ることできる一方、管理権原者等に対する負担は必要最小限に抑えられていることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

第26次消防審議会（会長：吉井博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授）における「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」中において、「大規模・高層の建築物については、テナント毎に防火管理者及び防災管理者を選任し防火・防災管理を行わせることが義務付けられているが、東日本大震災では高層建築物を中心に激しい揺れに伴う被害が発生していること等を踏まえ、それら建築物における防火・防災管理体制の強化等についても検討を進めていく必要がある。」とされているところである。

また、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）において、複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化について検討を行い、「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）が取りまとめられたところである。

今回の改正は、上記の消防審議会の答申及び「予防行政のあり方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。

6 レビューを行う時期又は条件

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。